

平成26年度 東京都立武蔵野北高等学校（全日制課程）

いじめ防止基本方針

平成26年9月30日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない環境を作るために、授業やホームルーム、特別活動等の機会を捉えて生徒の自覚を促す。
- (2) いじめられた生徒を守り、学校全体が一丸となって組織的に取組、解決を図る。
- (3) 保護者や地域、関係諸機関と連携し、未然防止や早期対応を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、「いじめ問題への基本的な考え方」にのっとり、保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的かつ組織的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止、早期発見に向けた年間計画や生徒指導方針を決定する。
- いじめへの対処を行い、被害生徒を保護すると共に、加害生徒の指導方針を検討する。

ウ 会議

年度はじめ、年度末及び各学期に1回の定例会議を実施する。また、いじめの兆候等があった場合はすみやかに臨時の会議を招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、学年生徒指導担当（1年、2年、3年）
養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動の未然防止や早期解決に向けた学校の取組について、助言・支援することを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止や早期発見に向けた学校の取組に関する助言・支援。
- いじめが発生した際の被害生徒、加害生徒への対処方法、再発防止等に関する助言・支援。

ウ 会議

年3回、学校運営連絡協議会とあわせて開催する。また、いじめの兆候等があった場合には臨時に招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、PTA会長、武蔵野警察署警備課長

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体で醸成する。
- イ 総合的な学習の時間、ホームルーム、学校行事等をとおして、道徳・人権教育の充実を図る。
- ウ 校内研修により、教職員の資質の向上を図る。
- エ 保護者会や個人面談等をとおして家庭と緊密に連携する。

(2) 早期発見のための取組

- ア 定期的なアンケート調査の実施や日常の声かけ、個人面談等により、生徒の実態を把握する。
- イ スクールカウンセラーの全員面接等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- ウ 保健室、スクールカウンセラー等との緊密な連携により教職員全体で情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめを発見した場合、「学校いじめ対策委員会」を中心として、組織的に対応する。
- イ 被害生徒の安全を確保し、スクールカウンセラー等により心のケアを行う。また、いじめを目撃し、伝えた生徒についても同様に対応する。
- ウ 加害生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。
- エ 保護者との情報共有、支援・助言を丁寧に行う。
- オ 学校サポートチームや関係諸機関と連携して解決にあたる。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒の安全を第一とし、関係諸機関と連携しながら、落ち着いて学習できる環境を確保する。
- イ 東京都教育委員会と密に連携しながら、警察への通報も視野に入れて対応を行う。
- ウ 保護者会の開催等により、保護者との情報共有を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 人権教育プログラム等、東京都教育委員会作成の資料に基づいた校内研修を実施する。
- (2) スクールカウンセラーによる講演会を実施し、いじめ発生時の対応方法等について研修する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学年便り、保健室便り、スクールカウンセラー便り等によりいじめ撲滅のための啓発を図る。
- (2) 保護者がスクールカウンセラーとの面談を行いやすいように情報提供する。
- (3) 必要に応じてPTAの協力を得られるように情報提供する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 東京都教育相談センター等の関係機関と連携して、被害生徒のケア、加害生徒の指導を行っていく。
- (2) 重大事件発生時には警察や児童相談所等と連携して対応する。
- (3) 八幡町コミュニティセンターをはじめとする、地域からの情報を積極的に収集し、いじめの早期発見等に資する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートにいじめ防止に関する取組の項目を定め、評価する。
- (2) 学校評価アンケートの結果を受けて、学校運営連絡協議会等で改善を図る。